

大会決議

第二次世界大戦が終わつて六十五年。日本国政府は、元軍人、元軍属をはじめほとんどの戦争被害者に援護を行い、いまや戦後処理は終わつたとしている。

しかし、空襲で死んだり、けがをしたりした民間人（一般市民）には「国と雇用関係がなかつた」として、いまだ何の援護もしていない。私たちも国の意志と責任で行われた戦争に、「防空法」などで動員された被害者なのである。

同じように空襲で大きな被害を出したドイツなどでは、軍に関係したかどうかを問わず、「国民平等」の考え方から元軍人らと民間人を区別しないで救済している。なぜ憲法で平和、民主、人権尊重をうたう国で、こんな不条理が許されるのか。裁判所も「戦争の被害は国民が平等に受忍すべきもの」として訴えを認めない。これは「平等に」ではなくて「民間人は我慢せよ」ということにはかならない。

私たちは三十八年間、国が国民に対する義務を果たさない不作為と、この國の在り方を問うてきた。しかし、年老い、独自に運動を続けることは難しくなつた。今後は「全国空襲被害者連絡協議会」の一員として、命ある限り、人間の尊厳をかけ、さらに広く強く、政府、国会に次の項目の一日も早い実現を求めていく。

一、民間の戦災死傷者への謝罪

一、民間の戦災死傷者の全国調査の実施と、戦災傷害者手帳の交付

一、「戦時災害援護法」の制定による民間戦災死傷者の救済
右、決議する。

二〇一〇年九月二十六日